工事検査における主な視点

設備工事

1)契約関係等の書類

- 契約が総合評価方式の場合、履行確認シートが作成、添付されているか。
- 下請契約の合計額が 4,500 万円以上の場合、特定建設業の許可及び監理技術者 の配置が行われているか。
- 請負金額が 4,000 万円以上の場合、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置しているか。(元請、下請の区別なく、請負金額が 4,000 万円以上の場合、専任が求められる。)

(工事保険)

- 火災が保証対象となっている組立保険に加入しているか。(保証内容が記載された証書の写しを添付。)
- 工期延長や増額など契約を変更した場合、工事保険の変更を行っているか。

(施工体制台帳、施工体系図)

- 社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の加入状況が記載されているか。
- 下請契約の写し等必要書類が添付されているか。(請負契約書の形態として、① 請負契約書、②基本契約書+注文書・請書、③基本契約約款+注文書・請書など。)
- 施工体制台帳と施工体系図の整合が取れているか。
- 施工体制台帳等に記載すべき下請負人が記載されているか。 (記載すべき下請負人の範囲は「建設工事の請負」契約における全ての下請負人(建設業許可の有無を問わず)。)
- 1次下請以降が再下請(2次下請)を行う場合、再下請通知書が提出されているか。(再下請についても契約書の写しを添付する。なお、公共工事では契約書の写したは、下請負代金の額が記載されていること。)
- (建設業を)下請負人に対し、再下請負を行う場合は再下請通知を行わなければ ならない旨を現場に掲示しているか。
- 下請負人に対し、建設業法24条の4に基づく完成確認を行っているか。

(契約変更時の書類)

○ 契約変更した場合、関連する書類(現場代理人通知書、工程表、施工計画、組立 保険など)について、変更内容を反映させているか。

2) 施工管理

- 契約約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果について協議がなされているか。
- 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切か。(資材毎に適切な保管を行う。)
- 一工程の施工の検査・確認の報告が適切に行われているか.

- 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質などの管理を工事全般にわたって十分 に行っているか。
- 施工段階で変更になった事項は「現場連絡票」等で記録されているか。
- 安全管理が適時適切に行われ、チェックリストなどが作成されているか。
- 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みは適切か。(フロンの破壊処理、蛍光灯などの水銀を含む機器の処分、舗装版切断時の濁水処理、P CBを含む恐れのある機器の処分、発生土の処理など、排出事業者としての適切な処理が確認できること。)
- 店社パトロールを1回/月以上活動し、記録が整理されているか。

(施工計画書)

- 施工計画書が工事着手前に提出されているか。
- 設計図書及び現場条件を反映した内容となっているか。
- 出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できるか。
- 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致しているか。

3) 出来形管理、出来ばえ

- 承諾図、施工図などが設計図書を満足しているか。
- 完成図は設計変更や現場状況を正確に反映しているか。(完成図は、維持管理に 必要なメーカ名や製品番号などの情報を正確に記載する。)
- 施工写真が適時適切に撮られているか。(不可視部分の各工種施工状況、改修前の状況など。)
- 運転操作及び保守点検などの容易さを確保するための配慮がなされているか。 (保守スペースの確保、天井点検口の設置、操作説明書の整理など)

4)品質管理

- 工種別施工計画書の品質計画で、一工程の施工の確認のための具体的計画(品質管理チェックリストなど)を定めているか。
- 機器の撤去・再取付けに際しては、撤去前に運転状況の確認を実施しているか。
- 防火区画貫通部は適切に処理されているか。
- 重量機器の設置は耐震計算書に従い適切に施工されているか。
- 機器の作動確認など最終チェックを実施しているか。 (動作確認や各種メーター 類の検証、配線の結線、弁類の開閉確認など。)
- 運転・点検上の表示および危険個所などの表示が適切に行われているか。 (機器 名称や配管種別、ケーブル行先表示、盤名称、バルブ札など)
- 施工の各段階における完了時の検査及び記録の方法が適切か。

(電気設備工事)

- 既設接地を使用する際は、断線がないことを確認しているか。 (分岐接続時の導通試験など確実に接地されていることを確認する。)
- 接続端子の締付トルクなどの確認を行っているか。(マーカーチェックなど。)

- 電線管などの支持間隔は適正か
- 強電と弱電など必要な離隔距離は確保されているか。

(機械設備工事)

- 空調室内機などは振れ止めが適切に行われているか。
- 受水槽などは吐水口空間が適切に確保されているか。
- 飲用に供する設備工事を行った場合、水質試験を実施しているか。
- 勾配確認や満水試験、通水試験、水圧試験など各種必要な試験は実施しているか。

5) その他

○ 専門工事 (熱源機器やポンプ類のオーバーホール、受水槽の更新、電話設備等) についても、その要点を現場代理人が把握し、必要に応じて指示や協議を行って いるか。